

令和3年1月21日（木曜日）

議会活性化特別委員会会議録



午前11時22分 開会

○委員長（星 喜美男君） ただいまより議会活性化特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

一言挨拶を申し上げます。連続しての会議、御苦労さんでございます。どうぞよろしく願いします。

本日の会議でございますが、通年議会、通年会期の導入について委員皆様の御意見を伺うため開催するものです。

それでは、早速会議に入ります。

通年議会、通年会期の導入についてを議題といたします。

これまで、具体の方針を決定すべき事項として整理しておりますが、それを踏まえて本日は条例の制定、改正、規定の改正に必要な項目について協議を進めてまいりたいと思います。

項目ごとに事務局の説明を受けながら、委員皆様からの御意見を伺い、1項目ずつ確認、協議してまいりたいと思いますが、このように執り進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。それでは、事務局より説明をいただきます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは説明させていただきます。

議会活性化特別委員会という資料のレジュメ1枚めくっていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。議会の会期でございます。会期のスタートでございますが、先日来確認させていただきました法律に基づく通年会期制か、運用による通年議会制かという点につきましては、通年会期制でということを確認をさせていただいております。いつからスタートしていつまでなのかという点につきましては、毎年度4月1日から翌年の3月31日までの1年間という会期で、今後条例案をまとめてまいりたいという点について記載しております。

関連がございますので、委員長2番まで説明させていただきたいと存じます。

定例的に会議を開く日ということで、別紙資料を御覧いただきたいと思います。事務局で現在案を作成しております。南三陸町議会の会期等に関する条例、要は条例が必要だということでございますので、このような1枚でございますが、3条立ての条例案を現在原案としてつくっております。御検討いただきたいというものでございます。

まず、第1条に会期といたしまして、会期は4月1日から翌年3月31日までとするということとまず規定をします。法律には定例日を設けなさいと、条例でというのがございます。第2条といたしまして、法第102条の2第6項に規定する定例日（以下定例日という）は、次に掲げる間にある日（会議を開かない日及び南三陸町の休日を定める条例第1条第1項に規定する町の休日を除く）とする。

1号、3月の第1火曜日から第4火曜日まで。2号、6月の第1火曜日から第3火曜日まで。9月の第1火曜日から第4火曜日まで、そして12月の第1火曜日から第3火曜日まで。

2項といたしまして、前項の規定にかかわらず、議長は議案等の審議の都合その他の事情により必要があると認めるときは、同法各号に掲げる間にある日以外の日を定例日とすることができるという規定をいたした提案でございます。

第3条といたしまして、その他必要な事項につきましては議長に委任ということで、施行期日につきましては、この条例は令和3年4月1日から施行で、条例制定に合わせまして附則において、現在ございます南三陸町議会の定例会の回数を定める条例は廃止をすると、附則で廃止という原案でございます。

若干説明しますと、第2条の部分でございます。（1）から（4）まで記載しておりますが、この条文の読み方、見方、それからでございますが、3月にあつては第1火曜日から第4火曜日まで。第1と第4の火曜日も含みます。この間の日において定例的に本会議をやりますと。ただし、南三陸町の休日を定める条例というのは、土曜日と日曜日のことです。加えて、例えば3月11日は会議を開かないようにしようということで議決した場合とかが、会議を開かない日ということになります。これを除く、それ以外の日は基本的には議会が開かれる日ですと、いわゆる条例で法律にあるんですけれども、予見可能性、一般の町民の方々が、定例的に会議をこの間はやるんだなと分かるように規定しなさいと書いてあります。

最後に付け加えますと、ここに書いてある日が今後どんな事情があっても必ず定例会をやる日、以上でも以下でもないというわけではございません。この間の日において議案の数、協議を勘案して、議会において本会議の初日にこの間の日のいつからいつまでということで、議会のいわゆる会期、会議期間とでもいいですか、定めることになろうかと思います。

それ以上あったらどうするんだという部分につきましては、第2項でこれを超える場合も条例として許容しますよと規定をしておるといふものでございます。

1番と2番につきまして、まず御説明をいたしましたので御協議いただければと存じます。

○委員長（星 喜美男君） はい。まず、ただいまの説明に対して伺いたいことがございました

ら伺っていきたいと思います。ございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 座ってよろしいでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 座ったままでいいです。

○及川幸子委員 2条の関係で3月と9月、これが予算決算だから第4、最終、1か月を見たのかなという思いがするんですけれども、2と4、6月と12月が第3火曜日になっていますけれども、その中で日にちを取るものなので、ここも第4までにしたほうがいいんでなかろうかなと思うんですけれども、第3としたその根拠ですね。その辺お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 考え方は及川委員が言っているとおりなんですけれども、まず3月第1火曜日から第4火曜日までということは、要は3週間でございます。6月と12月につきましては2週間ということでございます。これまでの南三陸町議会の会期等を見たときに、大体2週間以内で終わっているのかなということでございます。予算、決算につきましては、それを超えることが多いなということでございます。

及川委員が今おっしゃられた話、分かるんですけれども、法の趣旨は予見可能性ということで大体この時期はこれぐらいまでやっているのかなということ、町民の方にあらかじめお伝えするということが必要だと、肝要だということでございますので、あまり前後多く取っても、あら、やってねえのということにもなるわけでございますので、加えてもしこれを超える場合であっても、条例上第2項でそれを超えることも可とされますので、このような形が適当なのかなと原案つくってみました。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。

それではないようでありますので、議会の会期ということで確認でいいですか。定例日はこの2条に掲げるように決定をしてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それではそのように決定をさせていただきます。

局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは引き続き議会の呼称につきまして御説明をさせていただきます。

①から④ということで記載させていただいております。①の部分でございますが、要はこれまで年度ではなく令和2年、令和3年という形で暦年で議会を捉えてきました。それを年度と捉えることもできるということなので、どちらがよろしいかなということで確定をお願いしたいなど。〇〇月会議と記載をさせていただいておりますが、例えばこれを6月にやる場

合、令和2年南三陸町議会6月会議、令和2年度南三陸町議会6月会議ということではいずれかになるかと思えます。

②関連がございますので、ただ6月に例えば定例会開きました。それが終わった後、例えば6月30日、もう1回やらなくちゃいけないということもあり得るわけがございますので、そうした場合は②の部分でございますが、6月第2回会議と区分する、峻別する必要があるのかなと。その場合は6月の1回目はどうなるんだと。6月1回目は第1回会議とは言わないということがございます。ほかの先進例見ますと、大体このような形で整理されておりますので、恐縮でございますが、暦年でいくのか年度で行くのかということについて御検討いただければと思えます。

③につきましては、定例に開く会議の呼称でございます。例えば①の一番上で当てて申せば、令和3年南三陸町議会6月会議（定例会）とか、（定期会議）どちらを呼称すればよろしいかという部分。

④につきましては、臨時に開かなくてはいけない、定例日以外に本会議を開くときの会議を開くときの呼称をどうするかということがございますが、その場合（随時会議）と呼称するのか、（臨時会議）と呼称するのか。なお、これ議会でも結構ございますが、多くの先進例を見ますと、大体このような中のいずれかなのかなとございましたので、御協議御検討いただければと思えます。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） それでは、最初に暦年にするのか、年度にするのか、その辺の御意見を伺いたしたいと思います。及川委員。

○及川幸子委員 予算なども年度でやっているの、年度更新ということで年度入ったほうがいいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。それではないようでありますので、年度ということで決定してよろしいですか。それでは年度を取ります。

次に、局長。どこ決めればいいのか。

○事務局長（男澤知樹君） 4番会議の期間でございます。別紙資料1の1枚めくっていただきたいと思えます。（「呼称」の声あり）すみません。

○委員長（星 喜美男君） 呼称。呼称だね。その前に②かな。同じ月に2回以上会議を開く場合。これはいいんですか。年度だから。

○事務局長（男澤知樹君） これも決めていただく必要があります。（「何回、回数」の声あり）

- 委員長（星 喜美男君） だから、その定例会議を1回に入れるかどうかということですか決めるの。
- 事務局長（男澤知樹君） 先ほど条例で規定した会議を、後で規則に関連してくるのでございますが、何と呼ぶかと決めていただくことが必要であります。なので、6月のものを例えば定例会議と呼ぶことにするか定期会議と呼ぶことにするか。
- 委員長（星 喜美男君） 3番ね。
- 事務局長（男澤知樹君） 3と4は決めていただかなくちゃならない。
- 委員長（星 喜美男君） じゃあ、3と4、今2が決まっていないよね。2回以上の場合。じゃあ、2と3を一緒に意見を聞きたいと思います。ほかの人の意見も聞きたいんだけど、及川委員。
- 及川幸子委員 じゃあ、いいです。皆さんも。
- 委員長（星 喜美男君） いいです、及川委員、どうぞ。
- 及川幸子委員 定例会については、今までどおりで呼び方が変わるとあれってなるので、定例会議として、それから定例会以外のは臨時会議とするということと、2回以上開く場合は何月の、例えば6月であれば6月、第1回とか第2回とかってしたほうが、分かりがいいと思うので。
- 委員長（星 喜美男君） じゃあ、2番から4番まで1回に出たから、まとめて意見を聞きますが、ほかに御意見ございますか。随分皆さん、消極的で。じゃあ、いいですか。今の及川委員の発言のとおりで。
- まず、②ですと6月の場合、ええ、定例会議を回数に入れるかというところ、決めなきゃないということですね。（「まず6月の定例会議については2回やるとき」の声あり）2回やるとき。（「2回目も」の声あり）今野委員。
- 今野雄紀委員 ②なんですけれども、何月の第1回、2回になると、今度7月も第1回、2回ってなるわけですね。
- 委員長（星 喜美男君） 何回もやる場合。
- 今野雄紀委員 そうすると。
- 委員長（星 喜美男君） いや、これ定例会議のある月のこと言っているんだよね。普通の月は1回、2回で最初から入っている。
- 今野雄紀委員 通し番号入るわけなんですか。通し番号というか。そこ、確認お願いしたい。
- 委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） まず、定例会議のときは定例会議があつてその後に会議が開かれるのが、臨時とか随時とか、その臨時とか随時の会議の呼称を定例会議と分けるために、第2回としたほうがいいんでないですかという提案でございます。定例会議については、あえて第1回とする必要がないんじゃないかということでございますので、定例会議の前に臨時の会があるかもしれないというのは例としては出てくるんですけども、条例を第1火曜日ということで決定する限りにおいて、大体3、6、9、12は月初めにもう定例会があるわけですから、そこについてはないのかなと。

7月に臨時会議とか随時会議があつた場合の会議でございますが、1回7月の例えば4日に臨時議会がある場合は、第1回と書かない。7月20日に臨時、随時会議があつた場合は第2回7月第2回会議と書くことにしますという理屈でございます。

○委員長（星 喜美男君） それでは、まず初めに②から決めたいと思います。それでは、ただいま局長が言ったように、定例会議のある月は2回目から回数を入れるということでよろしいですか、それで。

次に、定例会、呼称ですね。呼称が定例会議でよろしいですね。定例会議という呼称でよろしいですね。

4番がその他の会議ですね。定例会議以外は臨時会議でよろしいですか。では、臨時会議ということで。

そして、2回目以降回数を入れるということで、では、そのように決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、その次。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 4番でございます。別紙資料1、1枚めくっていただきたいと思ひます。会議規則の改正が必要になります。現在、事務局として改正が必要と思われる部分について拾い出し、洗い出しを進めています。新旧対照表のような形で本日お示しをさせていただきます。

まず、2ページでございます。

会議規則の第5条、現行の部分でございます。第5条、右側ですね。会期は毎会期の初めに議会の議決で定める。2項、会期は招集された日から起算すると書いてございますけれども、通年会期制の導入に伴いまして、この会期に関しましては削除するということでございます。改正案、左側、削除後の第5条といたしましては、会議の種類を規定をいたします。（1）○○会議（2）○○○会議と書いてございますが、先ほど御決定いただきましたとおり、（1）に



つきましては定例会議、(2)につきましては臨時会議と規定されることになるかと思えます。

改正案の第5条の2です。下の部分。前項各号に定める各会議の期間を会議期間というのと、新たに規定をするものでございます。その下、第5条の2会議期間は毎会議の初めに、議会の議決で定める。第6条会議期間は議会の議決で延長することができると、会議規則で規定をするものでございます。

これは、これまでは会期を議会で定例会の会期とか臨時会の会期を議決してまいりましたが、通年会議ということがあって、その手続がなくなる。ただ、無制限でいつ終わるか分からないのは、それこそ予見可能性の観点から問題があるということで、条例で第1火曜日から第3火曜日、第4火曜日までとするんですけれども、実際に当局から上がってきた議案を見た中で、このぐらい定例日の会議期間を定めたらいいかというのは、議運で協議して決定をされ、それを議長に上げて議長が本会議に諮って、実際具体の会議を会議の初日に諮ることが肝要であろうということ、手続の面から規定したものでございます。

現行の第8条の部分でございます。議会の開閉は議長が宣告するという部分につきましては、議会自体は4月1日から3月31日にということで、議会の開閉についての規定する、宣告する必要がないということでございますので、これは削除。実際、会議を開くかどうかの宣告、開議、開く会議というのはこれまでどおり議長が行うということが、別の部分で規定されております。

下の部分でございます。61条、63条ということにつきまして、準用規定の整理ということで、今回実は全部会議規則を全部見直した中で、現行63条につきましてこれは一般質問の答弁の質疑の回数について規定した部分でございますが、1問1答方式を導入する前においては3回とすると、一般質問のやり取りは。という部分が実は現在まで残ってございましたので、それを現状に合わせて削除するというものを、今回併せてやったらいかかかなと思ひまして、本日おしをさせていただいたものでございます。

3ページを御覧いただきたいと思ひます。

現行64条、発言の部分でございます。現行の部分上から3行目、議員はその会期中に限り発言を取り消したり訂正したりできる。会期中に限りと規定されております。これを左側第62条ということで、その会議期間中に限りということで、文言を正す必要があろうということでございます。

現行75条の部分です。委員会の閉会中の継続審査の申出の部分でございます。閉会中もという部分につきまして、通年会期を導入するに当たりまして閉会中がないということなんです

が、例えば1年を超えることも、超える審査、調査もないわけではないということもございますので、アンダーライン引き損ねておりますが、改正案第73条、委員会は次の会期においてもということで、文言を整理しております。

第98条第3項の部分でございます。現行閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長はその旨を次の議会に報告しなければならないという規定がございます。これが、通年会期制が導入された後においては、閉会中ということがない。それでは、休会中に仮にこのような事態が生じた場合は、どうなるのかということでございます。休会中にと規定しないのかということでございますが、休会中なので、そういった事態が起きた場合は直ちに本会議を招集して、本会議で議決ということになるわけでございますので、通年会議制を導入することに伴って、この98条第3項の規定はそもそも不要となるというものでございます。

99条第2項及び第3項の規定というのは、ただいま私が説明したものでございます。

最後でございます。現行の第118条の部分、意見を述べようとする者の申出という部分でございます。これ、読んでみて大変申し訳ないんですけども、意見を述べようとする者の申出の部分に、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者云々ということで、全く関係ない条項が実は記載されておりましたので、大変申し訳ございません。今回、左側のように、意見を述べようとする者の申出、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議会に申出なければならないと、文言自体を適正なものに書き替えるべきだろうということで、今回上げさせていただいたものでございます。

最後、4ページにつきましても、125条の見出しの部分でございますが、会議録に記載しない事項とありましたけれども、物の本によりますと会議録に掲載しない事項ということで書くのが正しいということでございますので、これも併せてということでございます。

長くなりましたが、現在会議規則の見直しが必要な部分につきましては、基本的にこういった部分なのかなと思っております。実は、今後委員会条例も一部いじらなくちゃいけない部分があります。あとは、先例及び運営基準についても若干の見直しが必要になってございますが、その点につきましては追って皆様に御検討、御協議をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） ただいまの説明に対して伺いたいことがございましたら伺っていただきたいと思っております。及川委員。

○及川幸子委員 4ページの改正案のところでは現行が119条、会議録に記載しない事項とありま

す。この会議録に記載しない事項が何なのかというのを御説明願いたいんですけども。

○委員長（星 喜美男君） これ、改正になっていないから現行のままだよ。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 125条の条文でございますが、読みます。会議録を開示するときは秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第64条、これは発言の取り消しまたは訂正でございます。その規定により取り消した発言は掲載しないというのが条文でございます。掲載しないとあるので、見出しも記載しないでなくて、掲載しないと変えるべきだということでございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。

それでは、ないようでありますので、ただいま局長説明のとおり決定をさせていただいてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、通年会期を実施するに当たって根幹をなす項目について、御決定をいただきましたが、その結果を基に条例、規則等の改正手続を進めてまいりたいと思います。まだここまで行ってないのか。

すみません、ちょっと早く読み過ぎました。こいつで終わりだと。すみません、5番について局長より説明を。

○事務局長（男澤知樹君） 5番、議案の取扱いでございますが、議案の付番、当局提出議案、議員提出議案、委員会提出議案、陳情請願につきまして、これまでと同じように一連の番号でよろしいかということでございます。暦年ごととするか、年度ごとにするかという部分につきましては、先ほど年度ごとということございましたので、令和3年度になりましたら、これまでは1月1発目の議会に出される議案は議案第1号だったんですけども、これからは4月以降の1発目の議会に出される議案の番号が1号ということになって、年明け1月、2月に出されるのは1号にはならないで、暦年で連番で入ることになります。

②の部分でございますが、アとイとしました。定例に開く会議につきましては招集日前に開催される議会運営委員会までに当局からよこしてくださいよ、議会にと、これまでと同様の取扱い。臨時会においても、これまでの臨時会の取扱いと同じように3日前、本会議の3日前までに議会に持ってきてくださいよと、当局と今後すり合わせ、打合せさせていただきたいというのが、この②でございます。よろしく御協議お願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） ただいまの説明に対して御意見を伺いたいと思います。今野委員。

○今野雄紀委員 ②の3日前なんですけれども、土日も含んでの3日なのか。除いた3日なのか、その確認を。

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） これは土日を含むんですけれども。ただ、今もですけれども、臨時議会がありそうだという話は、当然に当局と議会の間でもっと前、数週間前に動き出すというのが通常でございますし、今後においても当局と話をしている中で変わりなくあらかじめ、極論言うと1か月前から始まるんですけれども、町長の日程とか押さえたりということなので、あらかじめお伝えを、これまでどおりさせていただきたい。原則として、3日前までに前の日とか前の前の日とかにはならないで、最低中2日は必ず空けましょうねと読んでいただければいいのかなと思います。

どういう議案が出るんだとかいうことで問合せは全然、これまでどおりさせていただいて分かる限りにおいて情報はお伝えさせていただきます。3日より前の段階で。そういうことでございます。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。（「もっと前に」の声あり）もっと、多分、最悪、一番遅くとも3日だよと、その前に配りますということだと思う。（「遅くとも3日前までには配付する」の声あり）そう。（「本会議（聴取不能）出てくるんだけれども、（聴取不能）」の声あり）土日前に渡せばいいということ。まさか、土日に渡すということはないんだから。（「金曜日開いてなくて火曜日から定例会だからその中に土日が入るので」の声あり）土日、何、議案見るの休みな。（「いや、例えば個人的なことを言わせてもらうとその議案って調査って言えるのかどうか分からないけれども、その議案見てぼっぼり語るよりも少し調査って言ったらおかしいんですけれども、確認させてもらうというか、各課に確認させてもらって、そして（聴取不能）土日が入ってしまうと、金、土日使えないと月曜日、前の日しか役所に来ても担当に確認ができないので、そのところを私（聴取不能）ですけれども」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） はい。

○議長（三浦清人君） 極力早く出してもらわないと、遅くとも3日前に議運で諮ったらもっと前に出してくれということをおね。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

それでは、ないようでありますので、4番、5番はこのとおりの説明のとおりで決定してよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、そのように決定させていただきます。これでいいんですね。すみません。

それでは、通年会期を実施するに当たって根幹をなす項目について御決定をいただきました

が、その結果を基に条例、規則等の改正手続を進めてまいりたいと思います。なお、条例、規則の起草、改廃などは議会運営委員会の所掌となりますので、議事運営に関する部分等も含めて議会運営委員会で協議し、全員協議会などで皆様の御確認をいただいた後、3月定例会に上程することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

最後に、その他として各委員から特別委員会について御意見があれば伺います。ございませんか。

それでは、事務局。ありませんか。

なければ、次回の委員会についてお諮りします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように執り進めることといたします。

以上で、本日の会議を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

以上で会議を閉じます。

大変御苦勞さまでした。

午後0時00分 閉会